

軽油引取税の課税免除措置の期間延長または恒久化を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成26年12月16日

提出者

大屋俊弘
藤間恵一
成相安信

山根成二
白石恵子
細田重雄

平谷昭
五百川純寿

(別紙)

軽油引取税の課税免除措置の期間延長または恒久化を求める意見書

軽油引取税は、平成 21 年度税制改正において、道路特定財源が廃止されたことにより一般財源化され、目的税から普通税に移行しました。その際、道路使用に直接関連しないために課税免除とされていた特定の用途については、平成 24 年 3 月 31 日までの特例措置として、課税免除措置が講じられ、更に平成 23 年 12 月に閣議決定された免税措置は、平成 27 年 3 月までの時限的な措置となっているところです。

本県においては、農業や漁業、あるいは採石業などがこの免税軽油を使用していますが、その多くは経営規模が零細であり、燃油価格はかねてからの高騰に加え、昨今の円安の進行により急激に上昇しており、その経営は非常に厳しい状況にあります。

このような中、この課税免除措置が廃止されれば、こうした零細事業者の経営を圧迫し、地域経済に多大な影響を及ぼすことが懸念されます。

よって、国においては、軽油引取税の課税免除措置を期間延長または恒久化するよう強く要望します。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 26 年 月 日

島根県議会

(提出先)

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
農林水産大臣
経済産業大臣
国土交通大臣

【平成 26 年 12 月 16 日原案可決】